

○中島源陽委員長 守屋守武委員。

○守屋守武委員 ただいま八島委員が大体大筋のところを伺ったようでありますので、引き続き私のほうから質疑させていただきます。

思い起こせば昨年この時期は全てが自粛という極めて厳しい状況で年末年始を迎え、多くの人々がふるさとへの帰郷もままならず経験したことのない不安の中におりました。この一年、我が県では県民総力を挙げて感染防止対策に取り組み、東北では首都圏との関わりの最も深い地理的条件にありながらも感染者の抑制ができたことはワクチン接種等のスムーズな対応、そしてまた、感染防止対策に鋭意取り組んできた結果であります。県民はもとより県及び自治体の全ての関係者の皆様に心より敬意を表するものであります。最近の感染状況は極めて低く、このような状況を受けて経済活動が再開し少しずつ活力を取り戻してまいりましたが、またも懸念される変異株が発生し警戒しながらも県民生活をしっかりと支えていかなければならないと改めて思うところであります。

そこで、今回の補正事業であります生活・暮らしへの支援とエネルギー価格高騰への対応について伺いいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症生活困難者自立支援金について伺います。

コロナによる経済活動への影響はいまだ厳しい状況に変わりはなく、緊急小口資金及び総合支援資金を借り終えた世帯を対象に追加することとあります。年の瀬は何かと入り用になる時期でもあり速やかに支援金を交付するように対応していただきたい。また、本制度の内容及び周知、手続の流れについて伺いいたします。

○伊藤哲也保健福祉部長 新型コロナウイルス感染症生活困難者自立支援金については、申請の受付を開始した今年七月から十一月までの間は総合支援資金の再貸付けを終了した世帯のうち収入及び資産が基準額以下であり、かつ、ハローワークで求職活動を行うか生活保護の申請を行うという要件を満たした方に対して、世帯人数に応じて六万円から十万円を最大三か月支給するという制度でありました。これが従来の制度であります。十一月十九日に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づきまして制度が何点か拡充されております。まず、緊急小口資金及び総合支援資金の初回を借り終えた世帯も対象に加わりました。また、三か月の支給が終了した方に対して更

に三か月の再支給が可能となりました。加えて、十一月末まででありました受付期間も来年三月末まで延長となりました。また、周知については支給の対象となる全ての世帯に対して制度の説明や申請のための書類を郵送により行います。対応については県内四か所の自立相談支援センターにおいて計十七名体制で問合せへの対応や申請の受付を行い、その後、県庁の社会福祉課で書類審査及び支給の事務を行っております。申請の状況に応じて体制を強化し速やかな支給に努めてまいりたいと考えております。

○守屋守武委員 今の流れでいきますと既に何度か申請しておられる方々が対象というわけです。したがいまして、情報をきちっと取り寄せるということはそんなに難しいことではないと思います。それでまた、この支援を受けられる方というのは、やっぱり厳しい方ということになりますから、今の審査等々ございますが既に情報がある方ということでもありますので、そこを速やかに出してほしいと思っております。十七人体制ということでございますが年の瀬でありますから、ここからは今から新たにデータを集めるのではないということを含めて、しっかりと早い対策・対応をお願いしたいと思います。

そしてまた、灯油購入助成費でございます。

これも市町村民税の非課税世帯ということで、自治体から上がってきて、それに対して助成するという流れであります。まさに今回厳しいところにしつかりと対応しなければならぬということが出てくるのかと思いますので、ここへの対応などもできるだけスムーズにいくように市町村と調整していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○伊藤哲也保健福祉部長 灯油購入助成費についての市町村との調整ということでございます。既に県内でも二十三の市町が実施予定と伺っております。どのようなお考えがあるか事前に把握するための連携も取っております。県としてはこの事業を実施する市町村に対しての助成、いわゆる間接補助という形でございますが、しっかりとこの制度が市町村で実施できるように引き続き連携してまいりたいと考えております。

○守屋守武委員 この制度、まさに困っている方にお金が行かないと価値がないので、そのためにできるだけいいタイミングで出せるようにやっていたきたいと思えます。

次に、老人福祉施設、保育施設、児童養護施設、障害福祉施設、私立学校などに対する暖房費のかかり増し経費への助成、約一億一千八百万円についての算定の考え方及

び私立学校の対象範囲についてお伺いいたします。

○伊藤哲也保健福祉部長 暖房費等への支援の単価ではありますが入所系の社会福祉施設等では定員一人当たり五千円と考えておりました。また、通所系の施設及び私立学校では定員一人当たり二千五百円と考えております。この単価の考え方は国の技術的助言で定められております養護老人ホームの措置費において、生活費の冬期加算が一人一か月当たり五千八百十円とされており今回の価格高騰が約二割でありますことから、一か月当たり約千円のかかり増しということになりますので、十一月から三月までの冬期五か月分ということで考えて定員一人当たり五千円と設定を考えたものであります。また、通所系の施設と私立学校は施設の稼働時間の違いを考慮して二分の一であります二千五百円といたしました。なお、入所系の施設のうち特別養護老人ホームや認知症グループホームなどは、制度上、利用者に負担を求めることが可能であるため入所系の単価五千円の二分の一となる二千五百円としたところであります。対象施設は仙台市を除く社会福祉施設等二千三百五十一か所、仙台市を含む私立学校百八十一か所、合計で二千五百三十二か所と考えております。補正予算額は三億百四十六万円を計上したところであります。

○大森克之総務部長 私のほうから私立学校の範囲についてお答えしたいと思います。私立学校の対象範囲ですが幼稚園から高等学校、特別支援学校及び高等課程を置く専修学校と考えておりました。先ほど保健福祉部長からお話がありました施設数としては全て合わせて百八十一の園・学校という形になります。

○守屋守武委員 民間の施設に対してきちっと支援していく。そして、通所の際に使う車のガソリン代も費用に含まれるということと書いてあったように思いますが、違いますか。これは保育施設でしょうか、対象として送迎にかかるガソリン代も含むとなっています。それで五か月間の対応ということでもあります。原油価格が安くなることも考えられます。しっかりこの五か月間、対応いただきたいと思っております。そこだけはしっかり確約を取っておきたいと思っております。そしてまた、専修学校も漏れなく対応いただきたいと思っております。気仙沼でも最近、調理とかの専門学校が開校いたしました。大変ありがたいことです。こういったところもしっかり対象になっているか、再度確認いたします。

○大森克之総務部長 気仙沼の調理の専門学校につきましては高等課程を有する専修学校ということで対象と考えております。

○守屋守武委員 しつかりとした補助をお願いしたいと思います。

次に、施設園芸省エネルギー化対策事業費一億円についてでございます。

これは省エネルギー化に係る産地への資材購入経費等への補助が八千四百万円というところでございます。まず、これについて内容では園芸施設の省エネ化に係る資材の購入等について補助することでありますが、対象が農家三戸以上または五名以上の農業従事者で構成する農業者団体または農業法人としております。個人経営の事業者について除外となってしまうのでは困ると思いますが、この点についてお伺いします。

また、需要調査をしているかと思いますが、今回こういった事業をやっていく周知の方法についてもお伺いしたいと思います。

○宮川耕一農政部長 施設園芸省エネルギー化対策事業費でございますが、これは石油を燃料とする加温設備を設置している施設園芸農家や農業法人を対象にいたしまして、エネルギーを削減する効果がある資材の購入費を助成するものであります。考え方として産地全体へのエネルギーを削減する取組の波及効果を考慮いたしまして、個別経営の農家の方については単独での申請ではなくて所属する農協のトマトやキュウリなどの生産部会ですとか、あるいは、花であれば花の出荷組合ですとか、そういった施設園芸農家三戸以上で構成される団体を通じて申請いただく形になってございます。また、周知活動につきましてはパンフレットを作成いたしまして、農業協同組合、宮城県園芸協会や県農業法人協会などの関係団体、更には市町村を通じて配布いたしますほか、県ホームページへの掲載、マスメディアへのプレスリリースなど機会を捉えて多くの方々に活用していただけるように広報してまいります。

○守屋守武委員 これの事業期間におきましては七月まで遡る形で年度内という範囲になるのでしょうか、お伺いします。

○宮川耕一農政部長 おっしゃるとおりでございます。令和三年七月以降に実施したものを対象といたします。また、翌年度への繰越しができませんので、この資材等を購入する場合につきましては実際には二月末までに事業を完了していただけるように、見積り徴収時に確実にその資材の納入が行われるか御確認いただきながら進めていただく

ことになります。

○守屋守武委員 原油の高騰だとかそういったことで省エネというような形でこういう政策が出されたと思いますが、そうすると、多分、全国的にどうか、皆さんこうなってくるかと資材が入ってこないのではないかと、今、部長のお話では二月の末ということですが、既にもう十二月に入って受注の体制を正月休みを終えた後にどれだけ対応できるのか、相当厳しくなるのではないかという思いもあります。物が入らなければ対象にしない。そうすると、今現在その被覆を去年変えたばかりとか、張り替え時期があるわけじゃないですか。そういったことも含めて一定の需要調査などはしていなかったのでしょうか。それと、例えば、その資材が外国からのものも入りづらいということがありません。いろいろな面でそういうところはちょっと厳しいと思っています。注文して制度は使ったけれども入らないとアウトということになりかねません。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○宮川耕一農政部長 この事業のほかに国のほうで価格差補填事業というものをやっております。そういったものを通じまして、今委員御指摘の需要調査のようなものは実はもう既にやっております。面積換算で七ヘクタール程度の需要があるということはつかんでおりまして、その分を予算化させていただいております。農家個々に決まっておりますので、そういったところに対応できるように、しっかりと情報を流して対応してまいります。

○守屋守武委員 根拠がないと値段は出てこないと思っておりましたが、あとは製品がきちっと入ってくるかどうかということなので需要調査はいいですが、逆に供給側のほうについてもしっかりと対応いただきたいと思えます。それで、何となくこの事業を見ていて我が地方は該当しないと思っております。気仙沼・本吉地方だと中山間地が多く、これから転換しようという時期でありまして、まだまだ小さなところが結構あります。そこでもこういうことが受けられればありがたいのですが、なかなか対象になりません。これは登米・大崎とか、または仙南で大規模にやっている方々、皆さんの需要調査できちっと押さえた方々に対応するということですが、なかなか、そこは拾えない。今回は追加補正だからしようがないとは思いますが、やっぱりそういうところも今後は拾い上げていただくような、力になるような政策をやっていたかかないと格差がついてしまう

し、なかなか大変な状況になります。そういったところは十分にこれからも対策を取っていただきたいと思います。今回は追加補正であります。そういったところについて何か部長の考えはございますか。

○宮川耕一農政部長　ちよつと私、先ほど七ヘクタールという数字を申し上げましたが、一か所で例えば三十アールぐらいのハウスでやっておられる方が数多く県内にいらつしやると承知しております。そのハウス丸ごと一棟、何かしなければいけないということではございませんで、ハウス三十アールのうちの例えば棟の一部の採光のシートが既に劣化して取り替えるとか、あるいは、その一部の部分に省エネの装置を入れるとか、あるいは、そういったハウスの一部でも可能になってございますので、特にそういった小規模の方が使いにくいということはありませんが、先ほど申し上げたとおり三戸以上ということがございますので、そこは部会などを通じてやっていくということになります。そういったことで特に大規模でなければいけないということではございません。

○守屋守武委員　そこは丁寧な説明をしながら、いろんな形でピックアップしてほしいと思います。この事業の目的はやっぱり省エネです。ですから今部長は一部という話をしていますが、燃料価格が高騰しなければいくらでも燃料を燃やしていいということは、今後は政策的に私は成り立たないと思います。今回、追加補正で出たからですが政策的にやはりその省エネというのはこれからの農業政策としては当たり前です。既に今やっている方々はその方向で設置しているので、どれだけあるのかという話も逆にあったわけです。そういったことを考えますと政策の根幹はやはり脱炭素に向けた農業政策というところで、しっかり対応していただきたいと思っておりますのでよろしく願います。

次に、水産業原油価格高騰対策費についてお伺いします。

水揚げ漁船確保対策への助成として四千七百万円、省エネ機器への転換助成として四千五百万円が計上されました。まず、水揚げ漁船確保対策として水揚げ金額に対する千分の二を県内産地魚市場の運営事業者に助成する内容となっております。魚市場に入港する漁船の船籍を問わず対象とするのか、また、運営事業者に助成された後に漁業者に行く流れなのか、確認いたします。

あわせて、どのようなタイミングで支給されるのかについてもお伺いいたします。

○佐藤靖水産林政部長　燃油価格の高騰は我が県の水産業の中でも特に燃油を多く消費

する漁船漁業において影響が大きいものと認識しております。我が県は全国に十三港ある特定第三種漁港のうち、気仙沼・石巻・塩釜と三港有しており県内外から多くの漁船が入港しております。これらが地域経済を支えている状況にあります。全国から集まるそれら漁船が燃油の高騰により燃油消費を抑えるために、漁場から近い他県の漁港に水揚げする傾向が強まりますと我が県の水揚げ量が大きく減少し、地域経済にも大きな影響が出るというおそれがございます。このため、水揚げ量を確保し、併せて漁業者への支援を行う手段といたしまして、魚市場が水揚げする漁業者へ支給する奨励金に対して県で補助することとしたものでございます。この事業については水揚げの確保や漁船誘致の観点から県内の各魚市場に入港する漁船の船籍を問わず実施することとしております。給付の方法につきましては魚市場の運営事業者から水揚げする漁業者に対して奨励金を支給した上で、その実績に基づいて県から魚市場のほうへ補助するものでございます。支給のタイミングにつきましては月ごとや支援対象期間終了後一括での支給などが考えられますが、実施に当たりましては各魚市場の運営事業者の希望に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えてございます。

○守屋守武委員 了解いたしました。今回四千七百万円ということは特定第三種漁港三港を含む女川などもございます。見積もった金額を逆算すると二百三十五億円ぐらいなのかと思いますが、それぞれどのぐらいの額をどの漁港に見込んでいましたか。

○佐藤靖水産林政部長 詳細の数値を持ち合わせておりませんが全ての魚市場を対象としてございます。

○守屋守武委員 それはもつともだと思います。例えば、石巻、塩釜、気仙沼でどのくらいずつ見ているのか。気仙沼は今年はカツオが少し頑張ってくれたけれどもサンマが全くないということで大分厳しい状況なので、この三月ぐらいまで五、六十億円なのかとか。五十億円で一千万円の助成をいただくわけですが、そういったことで大体二百三十五億円、各漁港へ大体見積もっているのではないですか。遠慮しないでどうぞ。

○佐藤靖水産林政部長 申し訳ございません。ただ今、詳細な数値を持ってきておりません。ただ、積算に当たりましては過去の一番の実績等を積み上げておりますので、魚市場ごとに十分な支援を行えるものと認識してございます。

○守屋守武委員 逆にこの金額を少なく見込まれていると困ると思っております。と

にかく宮城県の漁港に入っていたことが大事だと思えますので、このところはしっかりと対応いただきたいと思っております。塩竈市でも千分の二ということを決めていらっしゃるのか、いろいろあるようです。また、今回の追加の補正予算ではそれぞれの自治体でも漁船に対してはリッター一円、近海の漁船はリッター二円、沿岸漁業にはリッター三十円という決め方を今後出していきたいところもあります。いろんな形で今回の原油価格高騰においては幅広く影響を受けているということも踏まえて、しっかりと救済できる対応をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、省エネ機器への転換助成ということでお伺いしたら、主にフォークリフトを燃料系から電動化にしていきたい、または、漁船に対して燃費計のようなものを取り付けて効率的な運用をしたい、要は省エネ化に取り組んでもらいたいということであります。この内容ですが、どのくらいを見込んで考えているのか、お伺いしたいと思います。

○佐藤靖水産林政部長 今回の事業内容につきましては今委員からもお話ございましたが、燃油高騰対策といたしまして省エネ機器への転換を行う事業者に対しまして、転換に要する費用の二分の一を補助するというものでございます。対象として漁業協同組合、産地魚市場の運営事業者、養殖業者、水産加工業者などを考えておりまして、事業については燃油を消費するエンジンフォークリフトから電動フォークリフトへの転換、あるいは省エネ運転の意識を高めるための漁船への燃料流量計の設置などを考えてございます。

○守屋守武委員 震災後復興した水産加工業者をはじめ事業者はほぼ電動にしています。それから工場内で回すフォークリフトはほぼ電動にしています。反面、養殖で外で使うフォークリフトは電動にすると、充電できる小屋を持っている人はそんなにいないのでなかなか難しいです。今回、この積算の根拠はどのようにして出したのか、電動フォークリフト何台ぐらいとか見込んでいると思えますが魚市場も大体は電動化しています。どうですか。

○佐藤靖水産林政部長 今回の事業対象者数についてでございますが、機材等を年度末まで仕入れるという時間的制約もござりますので、おおむね五十者程度と見込んでござ

います。その内訳といたしましては、フォークリフトを二十台程度、あとは燃料流量計を三十台程度と見込んで積算してございます。

○守屋守武委員 そうすると、これについては必要な方がいるという考え方ですね。私
が知っている人たちはもう要らないと言っていたのでどこで使うのかと思いましたが。た
だ、今回、これを見ていて思ったのは、原油価格が高騰して油代がかかるということは
単発的であってもやっぱり何らかの助成は考えていかなければならない。しかし、海に
してもおかにしても、例えば一次産業の省エネ化とか脱炭素化というのは温暖化等々で
捕れる魚も変わって漁業者も水産加工業者も大変な状況になっています。サンマ船もほ
ぼ入りません。知事も今シーズン何匹サンマを食べたか分かりませんが、そういう庶民
の魚が庶民の魚でなくなるとそれだけ経済が回らない。だからベースとして非常に厳し
い状況にあるということです。そういった中で、やっぱりその第一次生産者がまずもっ
てこの脱炭素に取り組む、水産県宮城がやっぱりこの脱炭素に取り組むという姿勢をし
っかりしないといけないと思います。だから今回の追加補正でこれが出てきて、実はフ
ォークリフトにしても耐用年数がちょうど切り替わる人であればこれは使えますが、使
わないものは要らないわけです。それも半分は自分で出さなければならないということ
になります。先ほどの農業関係の被覆等々のものもそうです。あの人はちょうど切替え
時だったからいいけれども私は去年やってしまったという話です。ですから今回の追加
補正に関しては若干の不公平感があります。今後、新年度に向けてしっかりと一次産業
の考え方、そして気候変動に対してもそういうしたことにはしっかりと取り組むという基本
的な姿勢が大事だと思いますが、知事いかがですか。

○村井嘉浩知事 おっしゃるとおりだと思いますが、どうしても国の施策に合わせて県
の施策を打っていきますので、不公平感というのは全て拭うということは難しいと思
いますが、狙いはおっしゃったように脱炭素化、省エネ化、そして効率化して少ない人数
で、そして環境に配慮した一次産業を育てていくということだと思いますので、そこは
しっかりと配慮しながら、そして、できるだけ多くの一次産業従事者の皆さんに喜んで
いただけるようにしてまいりたいと思っております。

○守屋守武委員 以上で、終わります。

よろしくお願いたします。